



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 豊 商 事 株 式 会 社
代表者の役職名 取締役社長 石 黒 文 博
(JASDAQ・コ ー ト 番 号 8747)

問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 篠 塚 幸 治
電 話 番 号 (0 3) 3 6 6 7 - 5 2 1 1 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会の議案として「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容 変更内容は次のとおりであります。

3. 変更の日程 定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

変 更 定 款 案

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 商品取引所法に基づく商品先物取引市場（外国先物取引市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引」という。）</p> <p>2. 商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理</p> <p>3. 次の物品に関する売買、仲立、代理及び輸出入</p> <p style="padding-left: 2em;">イ. 農産物、食料品、砂糖、繭糸、綿糸、綿花、毛糸、原毛、繊維製品及び花卉</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ. 金、銀、プラチナ、パラジウム及びその他の貴金属</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ. 銅・アルミ等非鉄金属</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ. 生ゴム、ゴム、木材及び合板</p> <p style="padding-left: 2em;">ホ. 原油、ナフサ及び石油製品</p> <p>4. <u>金融先物取引法</u>に基づく金融先物取引市場（外国金融先物取引市場を含む。）における上場商品の金融先物取引等並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理</p> <p>5. 有価証券、金利及び為替に係る売買（先物売買を含む。）並びに売買の媒介、取次及び代理</p> <p>6. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業</p> <p>7. <u>証券取引法</u>に定める証券仲介業</p> <p>8. 投資に関するセミナー・教室の運営及びコンサルティング業務</p> <p>9. 不動産の売買、賃貸及び管理業</p> <p>10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 商品取引所法に基づく商品先物取引市場（外国先物取引市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引」という。）</p> <p>2. 商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理</p> <p>3. 次の物品に関する売買、仲立、代理及び輸出入</p> <p style="padding-left: 2em;">イ. 農産物、食料品、砂糖、繭糸、綿糸、綿花、毛糸、原毛、繊維製品及び花卉</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ. 金、銀、プラチナ、パラジウム及びその他の貴金属</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ. 銅・アルミ等非鉄金属</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ. 生ゴム、ゴム、木材及び合板</p> <p style="padding-left: 2em;">ホ. 原油、ナフサ及び石油製品</p> <p>4. <u>金融商品取引法</u>に基づく金融先物取引市場（外国金融先物取引市場を含む。）における上場商品の金融先物取引等並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理</p> <p>5. 有価証券、金利及び為替に係る売買（先物売買を含む。）並びに売買の媒介、取次及び代理</p> <p>6. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業</p> <p>7. <u>金融商品取引法</u>に定める証券仲介業</p> <p>8. 投資に関するセミナー・教室の運営及びコンサルティング業務</p> <p>9. 不動産の売買、賃貸及び管理業</p> <p>10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関</p>

<p>業務</p> <p>11. ホテル、旅館等宿泊施設の経営並びに旅行代理店業</p> <p>12. 労働者派遣事業</p> <p>13. 情報処理・情報提供サービス並びに出版業務</p> <p>14. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p><u>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株</p>	<p>する業務</p> <p>11. ホテル、旅館等宿泊施設の経営並びに旅行代理店業</p> <p>12. 労働者派遣事業</p> <p>13. 情報処理・情報提供サービス並びに出版業務</p> <p>14. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第7条 (現行通り)</p> <p>((削除)</p> <p>第8条 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及</p>
---	---

<p>式または新株予約権に関する取扱い、<u>株主の権利制限に際しての手続き等及び手数料</u>については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第<u>12</u>条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第<u>13</u>条～第<u>48</u>条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>び手数料、株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第<u>11</u>条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第<u>12</u>条～第<u>47</u>条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第<u>1</u>条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第<u>3</u>条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>
---	--

以上